

2

朝鮮教育令中改正ノ件外一件審査委員會

昭和八年二月二十八日(火曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

機密

黒田顧問官

櫻井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

岡田顧問官

關席者

元田顧問官

國務大臣

鳩山文部大臣

説明員

永井拓務大臣

堀切法制局長官

佐藤(基)法制局参事官

武部文部省普通學務局長

伊東文部省學生部長

小笠原文部書記官

河田拓務次官

生駒拓務省管理局長

厚地拓務書記官

機密

今井田朝鮮總督府政務總監
 林朝鮮總督府學務局長
 平塚臺灣總督
 安武臺灣總督府文教局長
 二上書記官長
 堀江書記官
 武藤書記官

(午前十時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

黒田顧問官ヨリ教員ノ素質向上ニ關シ質問アリ

拓務大臣之ニ答フ

富井顧問官ヨリ西地域ニ於ケル特殊ノ教養ニ付水

町顧問官ヨリ修業年限延長以外ノ素質向上ノ

施設ニ付質問アリ拓務大臣及朝鮮政務總監ヨ

リ答辭アリ

水町顧問官ヨリ内鮮兒童間ノ軋轢ニ對スル當局ノ

所見ヲ質シ朝鮮政務總監之ニ答フ

岡田顧問官ヨリ朝鮮及臺灣ニ於ケル國民道德教育

編 密 宛

ノ中心ハ之ヲ箇人道德ニ置クヘキモノト信スル者ヲ陳
 へ當局ノ之ニ對スル所見ヲ問ヒ拓務大臣ヨリ箇人道
 徳ト共ニ國民道德ノ涵養カ肝要ナリト信スル者ヲ述
 フ
 櫻井顧問官ヨリ修業年限延長ノ理由ヲ問ヒ拓務大
 臣之ニ答フ
 次テ鎌田顧問官ヨリ教員ノ配給ニ付質問アリ拓務
 大臣之ニ答フ
 岡田顧問官ヨリ朝鮮ニ於ケル學校増設ノ方針ヲ質
 シ朝鮮政務總監ヨリ答辯アリ

富井委員長ヨリ更ニ教員ノ増員待遇ノ改善等ノ必
 要ナキヤヲ質シ拓務大臣ヨリ答辯アリ次テ同委員
 長ヨリ朝鮮臺灣兩教育令ノ附則ノ相異ニ付質問ア
 リ管理局長ヨリ之ニ答フ
 岡田顧問官ヨリ移入セラレタル内地教員ニ對スル特
 別ナル教養施設ニ付質問アリ朝鮮總督府學務局
 長及臺灣總督府文教局長ヨリ答辯アリ
 右終テ富井委員長ハ質問終了ト認メ大臣及説明
 員ノ退席ヲ要ム

(國務大臣及説明員退席)

富井委員長ハ之ヨリ協議ニ入ルヘキ旨ヲ告ケ各委員ヨリ別ニ異議ナキ旨ノ陳述アリ唯此特殊地域ニ於ケル教育ノ重要性ニ鑑ミ能ク其方法ヲ誤ルコト無カラムコトヲ望ム旨注意ヲ興フルヲ可トスト決シ報告書ノ作成ハ之ヲ委員長及書記官長ニ一任スルコトニ決ス

富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時四十分閉會)

世傳御料地ニ地上權設定ノ件審査委員會

昭和八年三月四日(土曜日)本院事務所ニ於

テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

黒田 顧問官

審査委員